

空き家改修費助成金を申請される方へ

～ 空き家バンク登録物件の改修費用の一部を助成しています ～

1 対象となる住宅

- (1) 空き家バンクに登録された物件で、**賃貸借契約が成立したもの**
- (2) 住宅の改修に関して所有者等の同意が得られていること
- (3) 過去にこの助成金の交付を受けていないこと

2 対象となる方

- (1) 空き家バンクに登録された物件を所有している方
- (2) 空き家バンクを利用して登録されている物件に入居された方

3 助成金の内容

	改修費用	家財道具撤去	清掃費用	補助額（※1）
	1/3以内	1/2以内	1/2以内	
町内施工業者利用	限度額 100 万円	限度額 10 万円	限度額 3 万円	45 歳以下の転入者 1 人につき 20 万円加算 (加算限度額 100 万円)
町外施工業者利用	限度額 50 万円			

(※) 1,000 円未満の端数は切捨て

助成対象経費

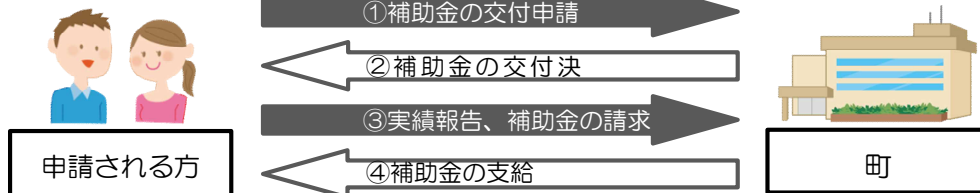
生活をするために必要な改修に要する経費

- ・内装、屋根、外壁、台所、浴室、便所、洗面所等の改修経費
 - ・他（国・県・町）の助成金等の対象となっている部分は除く
- ※助成対象者が自ら行う場合の経費は除きます**

(※1)・補助額の加算限度額は 100 万円です

・平成 31 年 4 月 1 日以降に転入し、2 年以上町外の住民基本台帳に記載されていた方が対象です

4 申請手続き等



①補助金の交付申請

以下の書類をご用意いただき申請してください。

【必要な書類】

- 交付申請書（様式第 1 号）
- 申請者の住民票
- 申請者の納税証明書
- 賃貸借契約書の写し
- 空き家改修の承諾について（様式第 2 号）
- 改修に係る見積書の写し、平面図等
- 現況の空き家全体の写真及び改修を行う部分の写真
- 承諾書兼誓約書

③実績報告、補助金の請求

改修が完了した後は、以下の書類をご用意いただき実績報告・補助金の請求を行ってください。

【必要な書類】

- 実績報告書（様式第 6 号）
- 改修を行った部分の施工後の写真
- 改修に係る費用の支払いを確認できる領収書又はこれに代わるもの

○支給の取消・返還について

宝達志水町空き家改修費等助成金交付要綱第 12 条に該当する場合、支給の取消または返還を求めます

5 申請窓口・お問い合わせ先

宝達志水町企画情報課

〒929-1492

石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ 18 番地 1

Tel 0767-29-8230

Fax 0767-29-4623

メール kikaku@town.hodatsushimizu.lg.jp